



# 表示規約が変更されました

令和4年6月 タイヤ公正取引協議会

タイヤ公正取引協議会は、当協議会が運用する「タイヤの表示に関する公正競争規約」（表示規約）の一部を変更しましたので、お知らせいたします。（令和4年6月14日 公正取引委員会・消費者庁認定、6月28日 告示）

主な変更点は、「低車外音タイヤに関する試験方法及び表示方法に関する運用基準」の導入に係る変更と、「ラベルの貼付と必要表示事項」の一部項目の表示方法に係る変更です。

## 1 低車外音タイヤに関する試験方法及び表示方法に関する運用基準を定めます

### (1) 概要

(令和4年6月14日施行)

令和5年1月より開始する「低車外音タイヤ」の普及促進のため、環境省から要請を受けた一般社団法人 日本自動車タイヤ協会と協力し、タイヤ業界が一丸となって取り組む一環として、同タイヤの表示を公正競争規約に取り入れました。

### (2) 試験及び表示方法の公正、信頼性を確保するための仕組みの導入

- ① 国内で「低車外音タイヤ」等と表示する場合は、公正競争規約、同施行規則及び運用基準で定める試験方法に基づき試験を行うとともに、試験値が定められた値を満たすものにつき、「低車外音タイヤ」と表示することができるものとします。
- ② 詳細なデータは当協議会事務局に届け出るものとし、事務局は試験が基準通りに実施されているかどうか、適宜、試験に立会いの上確認するものとします。
- ③ また、試験結果について疑義が生じた場合は、関係者から資料の提出を求めるなど事実関係を調査し、当該試験データに基づく表示が事実と認められる場合は、措置基準に従い措置を採るものとします。カタログ等に記載された表示を小売事業者が正しく引用していない場合も、同様です。

### (3) 低車外音タイヤに関する適正な表示方法及び情報提供等

- ① 「低車外音タイヤ」に該当しない商品・サイズを「低車外音タイヤ」と表示することや、「低車外音タイヤ」ではないタイヤについて「低車外音タイヤ」に類する用語や低車外音タイヤ統一アイコン（右図）に類似する表示を行うことにより、顧客に「低車外音タイヤ」であると誤認させる表示はできないものとします。
- ② 当協議会、メーカーや小売事業者などは、低車外音タイヤ制度の普及促進のため、同制度の趣旨や、走行音の低減が道路沿線環境の向上に寄与するものであること、「低車外音」という用語は一般的ではないので、その性能の内容について情報提供に努めます。



## 2 「ラベルの貼付と必要表示事項」の一部項目で表示方法が選択できます

(令和4年6月14日施行)

表示規約第5条（ラベルの貼付と必要表示事項）では、下記6項目を必要表示事項として、これらを明りょうに表示したラベルを貼付することを求めています。

製造業者の氏名又は名称

商品名、タイヤの呼び 及び用途

チューブタイプ、チューブレスの別

更生タイヤにあっては更生タイヤである旨

使用上及び保管上の注意事項

原産国名

今回、このうち

- 用途（乗用車用、バン用の別）
- チューブタイプ、チューブレスの別
- 使用上及び保管上の注意事項

については、ラベル上はQRコード（マトリクス型二次元コード）で省略し、スマートフォンやタブレット端末などでその内容が見られるようにすることもできるようになりました。

参考資料：

[低車外音タイヤに関する試験方法及び表示方法に関する運用基準](#)